

## 第1節 目的

### 第1 目的

この計画は、本市区域内における防災に関し、基本的かつ一般的な計画として定められている名古屋市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の補完として、石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の危険物（以下「危険物」という。）を大量に貯蔵若しくは取り扱っている企業を対象とし、不測の事故あるいは地震、台風等の天災に起因する危険物の爆発、大火災などの災害（以下「産業災害」という。）の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における諸対策の円滑な実施を図るため産業災害の防災に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の防災については、「愛知県石油コンビナート等防災計画」によるものとする。

### 第2 対象地域

本市南部の軟弱な地域にあって、危険物を大量に貯蔵若しくは取り扱っている企業が集中している名古屋臨海工業地帯を対象地域とし、本計画の効果的な運用を図るため、次の3地域に区分する。

#### 名古屋臨海工業地帯

##### 1 A地域

名古屋市港区竜宮町、東築地町、南区大同町、滝春町、丹後通、東又エ衛町及び豊田町付近一帯

##### 2 B地域

名古屋市港区東海橋線南のうち、堀川以西、中川運河以東の地域

##### 3 C地域

名古屋市港区築三町、築地町、一州町、稻永新田、潮凧町、汐止町及び空見町付近一帯

#### (資料)

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| ・対象地域の現況              | (産業災害編資料 1-1-1) |
| ・危険物施設の状況             | (産業災害編資料 1-1-2) |
| ・名古屋港における危険物積載船の運送状況調 | (産業災害編資料 1-1-3) |

## 第2節 計画事項

### 第1 産業災害の防災上処理すべき事務又は業務の大綱

対象地域内に営業所、油槽所及び工場等の施設を有する企業（以下「関係企業」という。）の管理者及び市の処理すべき事務又は業務の大綱を定める。

### 第2 災害予防計画

産業災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に軽減するための措置について基本的な計画を定める。

### 第3 災害応急対策計画

産業災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防ぎよするための措置について基本的な計画を定める。

## 第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 名古屋市

名古屋市は、防災関係機関の協力を得て、産業災害の防災に関し、災害予防及び災害応急対策について、次のことを実施するものとする。

- 1 危険物施設の保安の確保に必要な指導、助言及び立入検査
- 2 情報の収集、伝達及び災害原因の調査
- 3 避難の指示及び災害広報
- 4 災者の救助及び保護
- 5 消防活動
- 6 緊急輸送の確保
- 7 警戒区域の設定
- 8 公共土木施設に対する応急措置

### 第2 関係企業

関係企業は、産業災害の防災について第一次的責務を有するものとして、市及び防災関係機関の防災対策に積極的に協力するとともに、災害予防及び災害応急対策について次のことを実施するものとする。

- 1 自衛消防組織の整備拡充
- 2 防災に関する教育及び訓練
- 3 防災用設備及び資機材の整備等
- 4 初期消火活動等の応急措置
- 5 防災関係機関の応急対策活動に対する誘導並びに積極的な協力

#### 第4節 災害の想定

危険物大量保有事業所の周囲には民家があり、火災、爆発等の災害時には、付近民家等がまきこまれる恐れがある。

(資料)

- ・石油施設等の地震による被害想定

(産業災害編資料 1-1-4)

## 第5節 防災組織

### 第1 名古屋市

名古屋市における防災組織は、名古屋市地域防災計画に定める名古屋市災害対策本部の組織とする。

### 第2 関係企業

- 1 関係企業は、産業災害の予防並びに応急対策に対処するため、自衛消防隊などの防災組織を整備し、防災体制の確立を図るものとする。
- 2 関係企業は、危険物の保安、緊急時の措置、防災上必要とする資機材の備蓄及び整備に関して企業相互間の連絡、調整を図るため、防災協議会を設置し、産業災害の諸対策の効果的な運用を図るものとする。

(資料)

- ・名古屋市防災会議産業災害対策部会設置要綱 (附属資料編 計画参考3)
- ・名古屋市防災会議産業災害対策部会運営要領 (附属資料編 計画参考4)